



4 当該顧客に引き渡し、又は当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話（ファックスミリ装置による通信を含む。以下同じ。）を受けてその内容を当該顧客に連絡し、若しくは当該顧客宛ての若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者

3 四十五 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）  
又は弁護士法人（外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）

四十六 司法書士又は司法書士法人

四十七 行政書士又は行政書士法人

4 四十八 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人

3 第三条 この法律において「顧客等」とは、顧客（前項第四十号に掲げる特定事業者にあっては、利害用者たる顧客）又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう。

2 （国家公安委員会の責務等）

4 四十九 税理士又は税理士法人  
客等の本人特定事項等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が的確に行われるることを確保するため、特定事業者に対し犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報の提供その他の援助を行うとともに、犯罪による収益の移転防止の重要性について国民の理解を深めるよう努めるものとする。

1 国家公安委員会は、特定事業者により届け出られた疑わしい取引に関する情報その他の犯罪による収益に関する情報が、刑事案件の捜査及び犯則事件の調査並びに犯罪による収益の移転防止に関する国際的な情報交換その他の協力効果に活用されるよう、迅速かつ的確にその集約、整理及び分析を行うものとする。

3 国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする。

## 第一章 特定事業者による措置 (収引寺確忍等)

**第四条** 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第二十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人については氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものについては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人については名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときには、その者の本人特定事項

特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行なうに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者については、前項各号に掲げる事項）の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う事項第一号に掲げる事項の確認は、第一

一 次のいづれかに該当する取引として政令で定めるもの

一 次のいづれかに該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

号一	号二	号三	号四	号五	号六
当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がそのから第三号価額が政令で定める額までに掲げを超える財産の移転をする事項	前項第一号	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がそのから第三号価額が政令で定める額までに掲げを超える財産の移転をする事項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がそのから第三号価額が政令で定める額までに掲げを超える財産の移転をする事項	前項各号に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。
事業の内容	資産及び収入の状況	（第二条第二項第四十 六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項）	（第二条第二項第四十 六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項）	（第二条第二項第四十 六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項）	以下同じ。）は、特定事業者が第一項若しくは第二項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）を行う場合において、当該特定事業者に対し、当該取引時確認に係る事項を偽つてはならない。

合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

より漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、この限りでない。

3 前二項の規定による判断は、第一項の取引又は前項の特定受任行為の代理等（以下この項において「取引等」という。）に係る取引時確認の結果、当該取引等の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従つて当該取引等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行わなければならぬ。

4 特定事業者（その役員及び使用人を含む。）は、第一項又は第二項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」という。）を行おうとすること又は行つたことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。

5 行政庁（都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る。）は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

6 行政庁（都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く。）又は前項の主務大臣（国家公安委員会を除く。）は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

（外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認）

第九条 特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次条において同じ。）は、外国所在為替取引業者（外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下同じ。）との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことのできるとする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在為替取引業者

者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在為替取引業者が、第四条、前三条及び二条の規定による措置に相当する措置（以下この号において「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な措置その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在為替取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に關し、第十五条から第十八条までに規定する行政府の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態（次号において単に「監督を受けている状態」という。）にあることその他の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること。

二 当該外国所在為替取引業者が、業として為替取引を行う者であつて監督を受けている状態にないものとの間で為替取引を継続的に又は反復して行うことと内容とする契約を締結していないこと。

（外国為替取引に係る通知義務）

**第十条** 特定事業者は、顧客と本邦から外国（政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（当該政令で定める国又は地域に所在するものを除く。以下この条において同じ。）に委託するときは、当該顧客及び当該顧客の支払の相手方に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならぬ。

特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて本邦から外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項を通知して行わなければならない。

特定事業者は、外国所在為替取引業者からこの条の規定に相当する外国の法令による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外國から他の外国へ向けた支払の委託又は再委託





五 合法 (昭和二十三年法律第二百四十一号) 第百二十七条第一項に規定する行政  
者 第二条第二項第十四号に掲げる特定事業  
者 農林水産大臣及び内閣総理大臣

六 第二条第二項第十五号に掲げる特定事業  
者 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九  
年法律第七十四号)第五十六条第二項に規定  
する主務大臣

七 第二条第二項第十六号に掲げる特定事業  
者 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九  
年法律第八十五号)第二十九条第一項に規定  
する主務大臣

八 第二条第二項第十七号に掲げる特定事業  
者 不動産特定共同事業法第七十三条第一項  
に規定する主務大臣

九 第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業  
者 商品先物取引法第三百五十四条第一項に  
規定する主務大臣

十 第二条第二項第三十四号から第三十六号ま  
でに掲げる特定事業者(次号に掲げる者を除  
く。) 内閣総理大臣及び法務大臣

十一 第二条第二項第三十四号及び第三十五号  
に掲げる特定事業者のうち国債を取り扱う  
者 内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣

十二 第二条第二項第三十七号に掲げる特定事  
業者及び同項第四十四号に掲げる特定事業者  
のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当  
該顧客に連絡し、又は顧客宛ての若しくは顧  
客からの電話を当該顧客が指定する電話番号  
に自動的に転送する役務を提供する業務を行  
う者 総務大臣

十三 第二条第二項三十八号及び第四十九号  
に掲げる特定事業者 財務大臣

十四 第二条第二項第二十九号、第四十号及び  
第四十三号に掲げる特定事業者並びに同項第  
四十四号に掲げる特定事業者のうち顧客宛て  
の郵便物を受け取つてこれを当該顧客に引き  
渡す役務を提供する業務を行う者 経済産業  
大臣

十五 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事  
業者 カジノ管理委員会

十六 第二条第二項第四十二号に掲げる特定事  
業者 宅地建物取引業法第三条第一項の免許  
をした国土交通大臣又は都道府県知事(みな  
し宅地建物取引業者である特定事業者があつ  
ては、国土交通大臣)

十七 第二条第二項第四十六号に掲げる特定事  
業者 法務大臣

二 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に関する行政庁は、同項に定める行政庁及び財務大臣とする。

一 第九条に規定する特定事業者（第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。）に係る第九条及び第十条に定める事項

二 電子決済手段等取引業者に係る第十条の二に定める事項及び第十条の三に定める事項（電子決済手段等取引業者が顧客から受取顧客（他の電子決済手段等取引業者の顧客である者に限る。）に対する電子決済手段の移転の依頼を受けた場合であって、そのための電子決済手段の移転（委託又は再委託を受けた電子決済手段等取引業者によって行われるものと含む。）が本邦内においてのみ行われるときにおけるもの）を除く。）

三 暗号資産交換業者に係る第十条の四に定める事項及び第十条の五に定める事項（暗号資産交換業者が顧客から受取顧客（他の暗号資産交換業者の顧客である者に限る。）に対する暗号資産の移転の依頼を受けた場合であって、そのための暗号資産の移転（委託又は再委託を受けた暗号資産交換業者によって行われるものと含む。）が本邦内においてのみ行われるときにおけるもの）を除く。）

第一項の規定にかかるわらず、特定事業者のうち金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者が登録金融機関業務（同法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいう。第六項第二号において同じ。）を行なう場合には、当該登録金融機関業務に係る事項に関する行政庁は、内閣総理大臣とする。

第一項の規定にかかるわらず、第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第八百八号）第三条の許可（同法第二条第二項第一号に係るものに限る。）を受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合及び第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち質屋當業法（昭和二十五年法律第八百五十八号）第一条の第一項の許可を受けた者が同法第十八条第一項の貴金属等の売買の業務を行う場合、合には、これらの業務に係る事項に関する行政 庁は、都道府県公安委員会とする。この場合に おいて、道公安委員会の権限に属する事務は、

政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものと除く。）を金融庁長官に委任する。

金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第八条、第十七条及び第十八条に関するものを除く。次項において「金融庁長官権限」という。）のうち、次に掲げる行為に係るものと証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第二条第二項第二十一号、第二十三条号及び第二十四号に掲げる特定事業者による行為

二 登録金融機関業務に係る行為

金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限のうち、第二条第二項第二十二号、第三十四号及び第三十五号に掲げる特定事業者による行為（前項各号に掲げる行為を除く。）に係るものと証券取引等監視委員会に委任することができる。

前二項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の命令についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事又は都道府県公安局委員会の権限に属することとされる事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

前各項に規定するものほか、第八条及び第十五条から第十九条までの規定による行政庁の権限の行使に関して必要な事項は、政令で定めるところ。

（主務大臣等）

**第二十三条** この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項（次号から第四号までに掲げる事項を除く。）に関するとして、それぞれ当該イからホまでに定める大臣又は委員会

イ ロからホまでに掲げる特定事業者以外のある大臣又は委員会

ロ 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者、農業協同組合法第九十八条第ニ項に規定する主務大臣

八 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第百二十七条第二項に規定する主務大臣

二 第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者 国土交通大臣

二 前条第二項各号に掲げる事項 前号イからハまでに定める大臣及び財務大臣

三 前条第三項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 内閣総理大臣

四 前条第四項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 國家公安委員会

この法律における主務省令は 内閣総理大臣、總務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水產大臣、經濟產業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

(事務の区分)

**第二十四条** この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 農業協同組合法第十一条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

二 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号の事業を行う漁業協同組合

三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

四 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合

五 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

**第六章 罰則**

**第二十五条** 第十八条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又は又はこれを併科する。

**第二十六条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは資料の提出をしたとき、偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせよ

ず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**第二十七条** 顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する目的で、第四条第六項の規定に違反する行為（当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に係るものに限る。）をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第二十八条** 他人になりすまして特定事業者(第三十一条第二項第一号から第十五号まで及び第三十二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいふ。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるものとを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下この条において「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償にて、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。  
相手方に前項前段の目的があることの情報を知り、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。  
常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。との間ににおける高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用することを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る業務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者において同様の業務の提供を受けるために必要な情報係る業務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該業務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報を提供された者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報を提供された者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取り用情報を提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

**第二十九条の三** 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の三から第三十号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済等取扱業者等」という。）との間における電子決済等利用契約（銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行ふことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済等利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報を提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に電子決済等利用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報を提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

**第三十条** 他人になりますまして暗号資産交換業者との間ににおける暗号資産交換契約（資金決済に

関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為をなすことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報(以下この条において「暗号資産交換用情報報」という。)の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることの他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に暗号資産交換用情報を提供した者も、同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報を提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

**第三十一条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科す。

一 第二十五条 三億円以下の罰金刑

二 第二十六条 二億円以下の罰金刑

三 第二十七条 同条の罰金刑

**第三十二条** 金融商品取引法第九章の規定は、第七条及び前条第三号に規定する罪の事件について準用する。

**附 則**

(施行期日)

**第五条** 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第二項の規定の適用については、同項第三十号中「社債、株式等の振替に関する法律」とあるのは「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関及び社債等の振替に関する法律」と、同項第三十一号中「社債、株式等の振替に関する法律」とあるのは「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第三項に規定する参加者及び社債等の振替に関する法律」とする。

**第六条** 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日が一部施行日後となる場合は、同法の施行の日の前日までの間ににおける第二条第二項第三十二号及び第十条第一項の規定の適用については、同号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第二百一号）又は郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）」の規定により郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行（以下この条において単に「郵便貯金銀行」といふ）の業務とされるもの（郵政民営化法の施行の日において行われたとしたならば郵便貯金銀行の業務とされるものを含む。以下のこの条において「郵便貯金銀行移行業務」という。）に限る。」に關し、「この法律の規定により郵便貯金銀行が行つた処分、手続その他の行為は、この法律の規定により郵便貯金銀行が行つた処分、手續その他の行為とは郵便貯金銀行が行つた処分、手續その他の行為とみなす。」

3 第一項に規定する場合においては、郵政民営化法の施行の日前に、日本郵政公社の業務（郵便貯金銀行移行業務を除く。）に關し、この法律の規定により、日本郵政公社に對して行い、又は日本郵政公社が行つた処分、手續その他の行為は、この法律の規定により独立行政法人郵

<p><b>第七条</b> 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p><b>第二条</b> 金融商品証券会社、外国証券業者に関する法律の施行</p>
<p><b>第二項 取引法</b>する法律（昭和四十六年法律第二十号）</p>
<p><b>第二十（昭和二十第五号）</b> 第二条第二号に規定する法律による外國証券会社（第二十条）</p>
<p><b>三年法律</b>する外國証券会社（第二十五条第六項第一号において單に「<b>第二（外國証券会社）</b>」という。）、投</p>
<p><b>第九項</b> 資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第十八項に規定する金融商</p>
<p><b>第一条</b> 証券取引業者に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十九号）第二条第十九項に規定する投資信託委託業者（第二十条第六項第一号において単に「<b>投資信託委託業者</b>」という。）、信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者、抵当証券業の規制に関する法律（昭和六年法律第二百五十五号）第二条第五項に規定する抵当証券業者（第二十条第一項第一号において単に「<b>商品投資販売業者</b>」という。）及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する金融先物取引業者（第二十条第一項第一号において単に「<b>商品投資</b>」とい</p>







二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六  
条、第一百十九条、第一百二十一条、第一百二十三  
条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十  
八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百  
六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九  
条、第一百七十七条、第一百七十二条(フロン類の  
使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)  
第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに  
第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七  
条、第二十条、第二十一条及び第二十三条  
条から第二十九条までの規定 公布の日から  
起算して六月を経過した日

(施行期日)  
**附 則 (令和一年五月二九日法律第三三  
号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年  
六月を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

**附 則 (令和三年五月二六日法律第四六  
号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第四十二条** この法律の施行前にした行為に対す  
る罰則の適用については、なお従前の例によ  
る。

(政令への委任)

**第四十三条** この附則に規定するもののほか、こ  
の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する  
経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (令和四年六月一〇日法律第六一  
号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 公布の日  
(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一  
部改正に伴う経過措置)

**第七条** 第七条の規定による改正後の犯罪による  
収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三  
十号の二に掲げる特定事業者(附則第二条第一  
項の規定の適用を受けた者に限る。)が、附則  
第二条第二項の規定により読み替えて適用する

新資金決済法第十一條の二第一項の規定による届出をした日（以下この条において「届出日」という。）より前の取引の際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項（第一号に係る部分に限り、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項（同条第一項第一号に係る部分に限り、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第一項第一号に係る部分に限り、）の規定による確認に相当する確認（当該確認について同法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つている同法第二条第三項に規定する顧客等との間で行う届出日以後の取引（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）であつて政令で定めるものについては、同法第四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

二 第四百六十七条を踏まえ我が国が実施する国二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国

（施行期日）  
附 則（令和四年一二月九日法律第九七号）抄

置法第四条第一項第二号イの改正規定、第三条から第五条までの規定及び第六条中犯罪による収益の移転防止に関する法律第十三条第一項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条及び第十五条（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第三条第十二号の改正規定に限る。）の規定

二 公布の日から起算して二十日を経過した日  
　　第二条中外国為替及び外国貿易法の目次の改正規定、同法第十七条の二第一項の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定、同法第二十二条の三の改正規定、同法第六章の二の次に一章を加える改正規定、同法第七十一条第十二条号を同条第十三号とする改正規定、同条第十一号を同条第十二号とする改正規定、同条第十号を同条第十一号とする改正規定及び同条第九号の次に一号を加える改正規定（附則第三条において「外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定」という。）並びに第六条中犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条の改正規定、同法第七条第二項の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第十八条の改正規定（第三項）を「第四項」に改める部分に限る。）及び同法別表の改正規定（附則第八条第一項において「犯罪収益移転防止法第四条等の改正規定」という。）並びに附則第四条、第五条、第八条及び第十四条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第八条** 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下この条において「犯罪収益移転防止法」という。）第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者（次項及び第四項において「司法書士等」という。）が、第二号移転防止法（以下この条において「旧犯罪収益移転防止法」という。）第四条第一項又は第二項の規定による確認（当該確認について犯罪収益移転防止法第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限

る。)を行つてゐる犯罪収益移転防止法第二条第三項に規定する顧客等(第六条の規定による改正後の犯罪収益移転防止法(以下この条における「新犯罪収益移転防止法」という。)第四条第五項に規定する国等(第四項において「国等」という。)を除く。)との間で行う第二号施行日以後の取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。)であつて政令で定めるものについての新犯罪収益移転防止法第四条第一項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第二号から第四号までに」とある。

定により読み替えて適用する第一項の規定又は  
第二項（前項の規定により読み替えて適用する  
場合を含む。）若しくは「と、犯罪収益移転防  
止法第六条第二項中「確認記録」とあるのは  
「確認記録（改正法附則第八条第一項及び第二  
項に規定する保存に係る確認記録を含む。次条  
第二項において同じ。）と、新犯罪収益移転防  
止法第十八条中「第四条第一項若しくは第二項  
（これらの規定を同条第五項の規定により読み  
替えて適用する場合を含む。）とあるのは「改  
正法附則第八条第一項若しくは第二項の規定に  
より読み替えて適用する第四条第一項の規定又  
は同条第二項（同条第五項の規定により読み替えて  
適用する場合を含む。）と、「又は」とあ  
るものは「若しくは」とする。」

入れを内容とする契約をいう。」の締結、為替取引その他の政令で定める取引	同号に規定する物品の賃貸借契約の締結その他政令で定める	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする
-------------------------------------	-----------------------------	------------------------

二十 特定受任行為の 定める取引	する契約の締結 その他の政令で
「特 「以 つめ る為 めに 業務 業務 る取 引	十七 代理等を行 は第 とを内 容とす るこの 業務 契約の締 結その 他の政 令で定 め